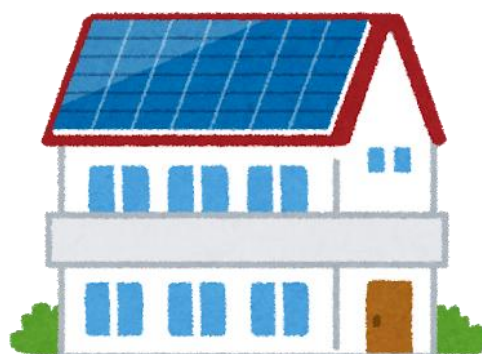


豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金

補助金申請の手引き

自家消費型太陽光発電設備 (ソーラーカーポート含む)



令和8年6月時点

【問合せ・申請書類等提出先事務局】

豊岡市 コウノトリ共生課 脱炭素推進室

所在地：豊岡市中央町2番4号（市役所本庁舎2階4番窓口）

TEL：0796-21-9136

Mail：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp

1.補助金額

自家消費型太陽光発電設備の補助金額は次のとおりです。

補助対象設備	補助率 補助限度額	導入方法	補助限度額
自家消費型太陽光発電設備 (屋根・敷地内野立設置)	住宅 補助対象経費の2/3以内	購入、PPA、 リース	補助上限：100万円
	事業所 補助対象経費の2/3以内	購入、PPA、 リース	補助上限：なし
自家消費型太陽光発電設備 (ソーラーカーポート)	住宅 補助対象経費の2/3以内	購入、PPA、 リース	補助上限：120万円
	事業所 補助対象経費の2/3以内	購入、PPA、 リース	補助上限：なし

2.補助対象設備の要件

主な交付要件は次のとおりです。詳細は国実施要領（別紙1）をご確認ください。

補助対象設備	交付要件
自家消費型太陽光発電設備 (屋根・敷地内野立設置、 ソーラーカーポート含む)	<ol style="list-style-type: none">①固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)の認定を取得しないこと。②地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図り、地域住民に十分配慮した事業実施に努めること。③関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。④防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。⑤本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量のうち、一定の割合（住宅：30%、事業所：50%）以上を当該需要家が消費すること。⑥PPA又はリース契約の場合、PPA事業者又はリース事業者に対して交付金が交付されたうえで、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。⑦導入設備の発電量を確認できる機器を設置し、設備導入後に法定耐用年数を経過するまでの間、市が求める補助対象設備の稼働量データ（発電量及び充放電量等）及び導入施設の電力使用量データを提供すること。⑧IP通信を用いる製品を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)において、★1以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること。

～～～太陽光発電の法定耐用年数～～～

太陽光発電設備の法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間となります。詳細は国税庁HPなどをご参照ください。

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備（ソーラーカーポート含む）	17年

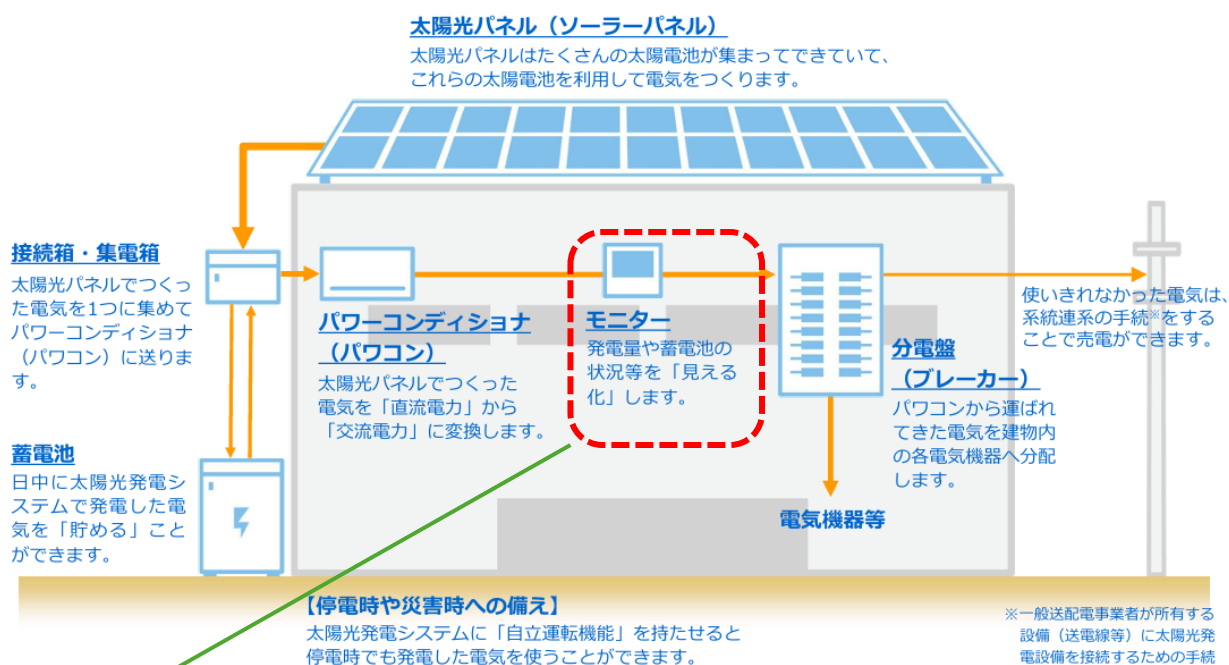
～～～太陽光発電システムとデータの計測機器について～～～

太陽光発電システムは下図のような仕組みとなっています。設置する太陽光発電設備は、法定耐用年数期間中、当該設備で発電して自家消費した電力量が、当該設備で発電する電力量の30%以上（事業所は50%以上）を保つことが要件となっており、環境省へその報告を行う必要があります。そのため、本補助金を使って太陽光発電設備を設置する場合、図中のモニターに該当する機器を併せて設置いただき、モニター上で表示される年間の稼働量データ及び電力使用量データを毎年市に提供いただく必要があります。報告に関しては、都度、市から依頼文書等を送付しますので、必ずご回答ください。詳細は依頼文書等に記載します。

太陽光発電システムの仕組みとは？

太陽光発電システムの大まかな仕組みを紹介します。

→：発電した電気の流れ



出典：環境省「はじめての再エネ活用ガイド（企業向け）」

稼働データ等については、モニターでの確認のほか、パソコンでデータ収集を行うものや、PCやスマートフォンで確認ができる機器もあります。
※計測機器の詳細については、メーカー等にお問合せください。

～～～ソーラーカーポートの設置について～～～

「ソーラーカーポート」とは、駐車場や駐輪場の用途のほか、それ以外の用途の場所に設置するソーラーカーポートを指します。ただし、いずれの用途であってもカタログ等で「ソーラーカーポート」として販売されている設備が交付対象となります。

ソーラーカーポートを設置する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分（架台等）は同一の施工事業者が設置する必要があります。

なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分のみが補助対象となります。

※ソーラーカーポートの設置には、建築基準法に基づく建築確認申請が必要となります。なお、建築確認申請に係る費用は補助対象外となります。

※既存のカーポートに太陽光発電設備を設置する場合は、「ソーラーカーポート」ではなく「屋根置き」となります。

※駐車場や駐輪場以外の用途の場所にソーラーカーポートを設置する場合は、あらかじめご相談ください。

～～～余剰電力の取り扱いについて～～～

脱炭素先行地域推進事業費補助金を活用して設置する太陽光発電設備は、FIT・FIP制度を利用しない「非FIT」であることが要件です。太陽光で発電した電力は、住宅の場合30%以上、事業所の場合50%以上自家消費することが要件であり、余ってしまった電力については、小売電気事業者と買取契約を行っていただくか、逆潮流防止措置（RPRの設置）を施す必要があります。

近畿地方で非FIT余剰電力の買取を実施している事業者は次のとおりです。

事業者名	サイトURL
株式会社能勢・豊能まちづくり	https://nose-toyono.com/
和歌山電力株式会社	https://w-epco.co.jp/
Q. ENESTでんき株式会社	https://www.qenest-denki.com/home/enemakase

3.交付申請

(1) 受付・申請期間

令和8年7月27日(月)～令和8年11月30日(月)まで

(2) 交付申請時の提出書類チェックリスト

交付申請時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項
交付申請書(様式第1号)	・該当箇所の項目に記載漏れがないか
見積書(明細を含む)の写し	・見積の明細が記載されているか ・氏名と設置所在地が記載されているか ・見積が2者分提出されているか
誓約書(別紙1)	・全ての事項を確認し、誓約書に署名したか
住民票の写し	・申請者(設備使用者)の氏名と住所が記載されたものであるか ・発行から3カ月以内のものであるか
補助対象設備の設置図 例:平面図、機器配置図、単線結線図など	・設備の設置箇所が分かるか
設置する設備の仕様書 例:カタログなど	・設置する設備の仕様(メーカー、型番、性能等)が分かるか
電力使用量確認書(別紙2)	・電気料金の請求書等に記載の数字と誤りがないか
電力使用量確認書の根拠資料 例:電気料金の請求書など	・直近1カ月以上の電力使用量(kWh)が記載されている書類であるか
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類	
代理受領事前届出書(様式第11号)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出
直近の確定申告書類の写し	※設置対象が事業所の場合のみ提出 ・個人事業主は「所得税確定申告書」(第一表)、法人は「法人税確定申告書」(別表一)の写し
補助対象地域内に事業所を置くことが分かる書類の写し	※設置対象が事業所の場合のみ提出 ・開業届、営業許可その他各種許認可・指定等の許可証、登記事項証明書等
サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類	※PPA又はリース契約の場合のみ提出 ・補助金を使わない場合との料金比較ができるものであるか
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出

4.実績報告

(1) 実績報告の時期

工事完了後30日以内又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い日

(2) 実績報告時の提出書類チェックリスト

実績報告時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項
実績報告書(様式第8号)	・該当箇所の項目に記載漏れがないか
支払いを証明できる書類の写し 例:領収書、振込証明書等	・請求書の金額を支払ったことが分かるか
請求書(明細を含む)	・請求金額の明細が確認できるか
補助対象設備の契約日(取引日)、発注日、購入日等が交付決定通知日以降であることを確認できる書類の写し	・契約日(取引日)、発注日、購入日等が、交付決定より後の日付であるか 例:契約書、請書、発注書等 (交付決定前の契約、購入は、交付対象外となります。)
補助対象設備の設置前、施工中、設置後の写真	・設置前、施工中、設置後の設備設置箇所を同じ場所からそれぞれ撮影し、添付しているか ・上記とは別に、設置する設備の型式が分かる写真を撮影し、添付しているか ※参考様式の写真台帳を使用するか、それに準ずる様式で作成すること
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類	
住民票の写し	※申請時に市外居住だった場合のみ提出 ・申請者(設備使用者)の氏名と住所が記載されたものであるか ・発行から3カ月以内のものであるか
代理受領委任状(様式第13号)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出
設置設備の実際の位置図 例:平面図、設備の設計図など	※交付申請時から変更がある場合のみ提出 ・設備の設置場所が分かるか
サービス料金から補助金額相当分が控除されていることがわかる書類 例:契約書など	※PPA又はリース契約の場合のみ提出 ・補助金を使わない場合との料金比較ができるか ・契約内容、サービス料金等が分かるか
法定耐用年数の期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 例:契約書など	※PPA又はリース契約の場合のみ提出 ・契約期間が法定耐用年数(17年)以上か ・契約書以外を提出する場合、上記が読み取れるか ※契約期間が法定耐用年数(17年)以下の場合、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することが分かる書類
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出